

ID: 1674

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	船舶の除却等の措置命令		
法令名 根拠条項	海岸法 第12条第3項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】 法第12条第3項の規定による。 (監督処分) 第12条 3 海岸管理者は、海岸保全区域内において発生した船舶の沈没又は乗揚げに起因して当該海岸管理者が管理する海岸保全施設等が損傷され、若しくは汚損され、又は損傷され、若しくは汚損されるおそれがあり、当該損傷又は汚損が海岸の保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合(当該船舶が第8条の2第1項第3号に規定する放置された物件に該当する場合を除く。)においては、当該沈没し、又は乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該船舶の除却その他当該損傷又は汚損の防止のため必要な措置を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日